第４回境港市農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和６年４月１０日（水）　午後１時３０分から午後２時３０分まで

２．開催場所　境港市役所　第１会議室

３．出席委員（１３人）

会長（議長）	９番	足立晋哉
農業委員	１番	河岡　誠
	２番	足立恵子
	３番	阿部和夫
	４番	橋本正之
	５番	古徳哲郎
	６番	足立惠一
	７番	佐々木　隆
	８番	梶谷重幸
最適化推進委員	１０番	濵田　孝
	１１番	角　興
	１２番	築谷敏樹
	１３番	永井和人

４．欠席委員　なし

５．農業委員会事務局職員

事務局長	武良　収
主　幹	西　洋平
主　事	伊藤大亜

６．議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　会務報告

第３　議案審議及び報告

議案第１２号　職員の任免について

議案第１３号　農地法第３条の規定による許可申請書について

議案第１４号　農地法第５条の規定による許可申請書について

議案第１５号　農用地利用集積等促進計画（案）について

報告第１０号　農地法第１８条第６項の規定による通知書

報告第１１号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出について
報告第１２号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について

７．会議の概要

議　　長　ただ今から、令和６年第４回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日は全員出席ですので欠席、遅刻委員はございません。
それでは、委員会会議規則第１１条第２項に規定する総会の議事録署名委員について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　それでは、５番古徳委員、７番佐々木委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）
令和６年３月２２日（金）常設審議委員会・鳥取県農業会議臨時総会

議　　長　それでは、議案審議に入ります。議案第１２号「職員の任免について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局　議案第１２号「職員の任免について」ご説明いたします。
議案は１から２ページです。まず、議案の１ページをご覧ください。令和６年４月１日付けの境港市の人事異動に伴い、主幹、主事に任命するもの、また２名の任を解くものです。２ページに、４月１０日現在の職員名簿ということで事務局職員の名簿を上げております。説明は以上です。

議　　長　議案の説明が終わりました。ご意見ご質問等はありませんか。
それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　全員賛成ですので、原案通り決定します。

事 務 局　議案の途中ではございますが、辞令交付式を行います。

（辞令交付式を実施）

議　　長　再開いたします。議案第１３号「農地法第３条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

事 務 局　議案３ページをご覧ください。議案第１３号「農地法第３条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。今回申請が４件ございました。
それでは、（番号１）についてご説明させていただきます。
譲渡人が千葉県のＡさん、譲受人が夕日ヶ丘のＢさんです。
こちらは申請地を遺贈で所有権移転し管理していくというものです。土地の所在は、小篠津と三軒屋で５ページから７ページのいろいろ場所が飛んでいるのですが、Ｃさんの東側とＤさんの敷地の奥の方、６ページの方はＥさんの少し北側に入った所の３筆と最後７ページがＦさん、道路に向かって反対側の角地の計２７９８㎡です。遺贈と言う事で、遺言書の提出があり、こちらの方に譲られたいと言うことです。
次に、農地法第３条第２項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。
第１号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も畑を管理するとのことで、今後農地を利用することができる状態でいかれると見込まれますので、農地を効率的に利用できると見込まれます。
第２号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第３号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。
第４号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業も従事するということが可能でございますので、可能と見込まれます。
第５号の転貸禁止要件には該当いたしません。
第６号の地域調和要件ですが、農地を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。
以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。
現地調査は、佐々木委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議　　長　議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員　場所は説明しにくいところがありますので、地図を見て納得していただきたいと思いますが、中には入る道がないような場所もありますが、譲受人がどういう人かわかりませんが土地を管理すると言うことで、中には簡単に作付が出来るところもあれば、木が生えている所といろいろで、管理すると言うので長く見るということで皆さんお願いします。

議　　長　議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

永井委員　譲り受けられるＢさんは農業経験者ですか。農地として受け取られ、数も多いのでどうかなと。

事 務 局　今回の場合相続に準ずると言う形で遺贈されるので、管理するというのが重きです。

永井委員　作付すると言うわけではないのですか。

事 務 局　現時点だと具体的に作をつけると言う訳ではないのですが、相続人さんが関東におられて、管理が出来ないということの様で、境港に住んでいるおそらくご親戚の方に相続の遺言書の提出があり、それに伴う申請かと思われます。

永井委員　農業という形ではないのですか。

事 務 局　一部少し草が刈って維持をしているようなところもあります。

築谷委員　中には、入る道がないようなところもありまして、そこは管理するだけになりそうです。遺言状でもらう方もどうなのか。相続と言う形でもらうと言う事なら問題ないかと思います。

角 委 員　現在は何をしておられますか。

事 務 局　現在は特にお仕事をされていないと言う事で、通常お亡くなりになられた場合３条の届出を出していただくのですが、今回は相続権のある方じゃない方が相続されると言う事なので、３条の申請と言う形になっております。

議　　長　他にありませんか。

角 委 員　もともと三軒屋の方ですか。

事 務 局　すみませんが、そこは書いていないです。

議　　長　他にないようですので、採決をとります。原案に賛成の方挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　全員賛成ですので、（番号１）は、原案のとおり承認されました。続きまして（番号２）の説明をお願いします。

事 務 局　（番号２）について説明させていただきます。３ページをご覧ください。譲渡し人が芝町のＧさん、譲受人が芝町のＨさんです。芝町、畑、２０１㎡となっております。８ページをご覧ください。米子境港線の北側で周辺は太陽光があるところです。こちらを畑として売買で所有権移転し、農地として管理していきたいと言う事です。昨年度から、周辺を一部資材置き場としての申請や畑としての３条の申請があったのですが、それに伴って、横の所有者の方も買ってもらえないかということで、Ｈさんに申し出があったようです。
それでは続いて、農地法第３条第２項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。
第１号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も農地として使われるということなので、農地を効率的に利用できると見込まれます。
第２号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第３号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。
第４号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は１年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。
第５号の転貸禁止要件には該当いたしません。
第６号の地域調和要件ですが、農地を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。
以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。
現地調査は先ほどと同様、佐々木委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議　　長　議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員　こちらも先ほどと同様、下のＩさんの資材置き場の一番奥になっておりまして、周りの人の話で、Ｈさんに頼めば使ってもらえると聞いて、何もしていないという畑で、「お願いします」と頼んで、「いいですよ」という話です。他に使いようがないような場所です。道路の右側が資材置場になっておりましてその奥の狭いところが残っていたので、そこを使ってもらいたいということで、Ｈさんが、いいですよとなったということです。

議　　長　議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　全員賛成ですので、原案のとおり承認されました。続きまして（番号３番）について説明をお願いします。

事 務 局　（番号３）について説明させていただきます。こちらは、譲渡人が大府枚方市のＪさんで、譲受人が夕日ヶ丘のＫさんです。申請地を売買により所有権移転するというものです。佐斐神町、畑、１１３８㎡です。場所は９ページをご覧ください。美保基地の入口が地図の左側米川が切れている所の東に入った所の奥の農地です。ここの農地は、もともとＫさんが借りておられる農地で、耕作をされていたのですが、地権者の方から買い取ってほしいという申し出があったということです。
次に、農地法第３条第２項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。
第１号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も現状のとおり畑として使用されるということで、農地を効率的に利用できると見込まれます。
第２号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第３号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。
第４号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は１年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。
第５号の転貸禁止要件には該当いたしません。
第６号の地域調和要件ですが、農地を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。
以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。
現地調査は先ほどと同様、佐々木委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議　　長　議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員　地図を見てもらえばわかりますが、五ヶ井手川の右側の広い道路をまっすぐ行くと自衛隊の正門になるところです。ここのあたりもほとんど、Ｋさんがやっている所で、その一部です。葱を植えている場所でもありますし、そのまま使われるということですので、よいのではないかと思われます。お願いします。

議　　長　議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　全員賛成ですので、原案のとおり承認されました。続きまして（番号４）について説明をお願いします。

事 務 局　（番号４）について説明させていただきます。４ページをご覧ください。譲渡人が安来市のＬさんで、譲受人が渡町のＭさんです。こちらは、申請地を売買により所有権移転するという内容で、２筆で１８２４㎡となっております。場所としましては、１０ページをご覧ください。こちらが第３中学校の正門を東側に行った所です。以前２年位前に、大きな４番の所は太陽光の発電、以前転用でも許可が下りたようなところです。そちらの横側、及びその南側の敷地となっております。
次に、農地法第３条第２項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。
第１号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後は果樹等も植えられ、畑として使用されるということで、農地を効率的に利用できると見込まれます。
第２号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第３号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。
第４号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は１年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。
第５号の転貸禁止要件には該当いたしません。
第６号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。
以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。
現地調査は先ほどと同様、佐々木委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議　　長　議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員　ここの場所は森岡町の３中の通りから少し境側に入った道ですが、この畑の横に昔からの何も作っていない田んぼがずっとあり、水はけもいい場所で畑にはもってこいの場所で、畑も草が少し生えているくらいの場所で、よい場所なので、農作業にはもってこいだと思います。皆さんどうでしょうか。

議　　長　議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　全員賛成ですので、原案のとおり承認されました。続きまして議案第１４号「農地法第５条の規定による許可申請について」事務局説明してください。

事 務 局　それでは、議案第１４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を説明させていただきます。議案は１１ページから１２ページとなります。今回は１件申請がございました。譲渡人が兵庫県西宮市のＮさん、譲受人が美保町のＯさんです。土地の所在地は、１２ページにあります、Ｐの西側の農地、高松町、畑、２４９㎡となっております。こちら地図の１番の横の方も、２、３棟、何年か前から農地転用の申請が出てきていましたが、そちらの内の残っている１筆です。申請理由は、申請地を売買により所有権移転し、専用住宅の敷地として利用したいということです。申請地周辺の農地区分につきましては、第３種農地に該当します。
資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明証が提出されております。
遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。
土地改良区の同意の意見書は添付されております。
計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。
周辺農地の営農条件への支障につきましては、強化ブロック等を設置するということで、流水等による被害発生の恐れはないと考えられます。
現地調査は、佐々木委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議　　長　議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員　さっき説明があったように、高松町のＰのすぐ横なのですが、地図の１番のすぐ横側も、何年か前に申請が出て、今は新しい家が３棟建っています。残った同じような広さですけど、ここを今また家が建つということです。周りは家が多いので、いいと思います。皆さんどうですか。

議　　長　議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　全員賛成ですので、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第１５号

「農用地利用集積等促進計画（案）について」、事務局説明をお願いします。

議案内容に関係しますので梶谷委員は退席をお願いします。

（梶谷委員が退室）

議　　長　議案の説明をお願いします。

事 務 局　議案第１５号「農用地利用集積等促進計画（案）について」ご説明させていただきます。議案は１３ページから１５ページとなっております。内容は、1 番から 2 番までは公社契約からの更新、３番が付替えの内容と５番と６番は新規の借り入れです。７番は以前公社契約から付替えです。８番は全くの新規、9 番、１０番、１４番までは公社からの契約があったものを更新するものです。１５番に関しては、付替えの形です。１５ページの方は、１６、１７、１８番が公社の更新の新規で、１９番から２４番が全くの新規の案件です。２５番から２７番が公社の綿の農地で、そちらの更新です。説明は以上です。

議　　長　議案の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。
ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　全員賛成ですので、原案のとおり決定します。

（梶谷委員が入室）

（事務局から次の事項について報告）

報告第１０号　農地法第１８条第６項の規定による届出について
報告第１１号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出について
報告第１２号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について

（事務局からその他項目について説明）

・今後の予定

〇鳥取県西部会長協議会・研修会（会長・事務局長）　　令和６年４月２４日（水）
〇第５回境港市農業委員会総会（第１会議室）
◆午後１時３０分～　　令和６年５月１０日（金）

・農業委員会情報　市報４月号「令和６年春季農作業労賃標準額」
「畑の飛砂防止」

市報５月号「農地や用水路への不法投棄について」

議　　長　以上で本日の審議は終了いたしましたが、その他に皆さんの方からございませんか。

議　　長　それでは以上をもちまして令和６年第４回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和６年４月１０日

境港市農業委員会

議　　長

署名委員

署名委員